

International Trade Update



Newsletter

August 2026

International Trade Update August 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等の各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の6本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：ホワイトハウス、AIを活用した摘発を含む積替え回避行為に対する取締り強化を示唆](#)

2026年8月13日、トランプ政権は、違法な積替え（illegal transshipment）を税関執行上の重点課題とする方針を示す報告書を公表した。違法な積替えとは、本来適用される関税を軽減又は回避する目的で、物品を第三国・地域を経由して米国へ輸入する行為を指すとされる。本報告書の公表は、政権が継続的に関税回避行為の取締りを重視している状況下で行われたものである。政権はこの問題を大規模なものと位置付けており、違法な積替え及びそれに関連する関税収入の損失額は年間数百億ドル規模に達する可能性がある」と試算している。

また、本報告書では、米国税関・国境警備局（CBP）及びその他の執行当局が、不審な貿易パターンを大規模に特定するため、AIを活用した「detective border（探知型国境管理）」アプローチの導入についても言及されている。本アプローチでは、申告された原産地、輸送経路の履歴、製品分類、所有関係、生産能力に関する指標、パッケージングのパターン、さらには画像データまで分析し、申告された原産地と整合しない可能性のある取引を抽出・警告することが想定されている。



米国：トランプ政権、ポリシリコン製品に対する新たな 232 条措置を発動

2026 年 8 月 6 日、トランプ大統領は、1962 年通商拡大法（Trade Expansion Act of 1962）第 232 条に基づく大統領布告を発し、2025 年 7 月に調査対象となった、ポリシリコン及びその幅広い川下製品に対する新たな輸入規制措置を導入した。政権は、当該製品について海外供給源への依存が高まっていることが、半導体製造、太陽光発電技術、防衛産業をはじめとする戦略的重要産業を支えるサプライチェーンの強靱性に懸念を生じさせると結論付けた。

本措置の中心的な内容は、ポリシリコン及び特定の派生製品に適用される最低輸入価格（Minimum Import Price: MIP）制度の導入である。輸入業者は、当該制度への適合を証明する文書を提出することが求められ、適用される最低輸入価格基準を下回る場合には、その不足分を補うための追加関税が課される可能性がある。また、本措置では、一定の国・地域向けの調整措置も含まれており、日本、韓国、台湾、スイス、リヒテンシュタイン及び EU 加盟国を原産地とする製品については、232 条関税と通常の関税を合わせた負担が、原則として 15%を超えないものとされている。

米国：CBP、特許医薬品に対する 232 条関税の実施ガイダンスを公表

2026 年 7 月 30 日、CBP は、特許医薬品及び原薬の輸入に対する 1962 年通商拡大法第 232 条関税の実施ガイダンスを公表し、関税の適用開始に先立ち、輸入者向けの申告及び関税分類に関する指標を示した。本ガイダンスは、2026 年 4 月 2 日に発出された大統領布告第 11020 号を実施するものであり、特定の特許医薬品、原薬（Active Pharmaceutical Ingredients: API）及び主要原料（Key Starting Materials）に対して追加関税を課す内容となっている。一方で、ジェネリック医薬品及びその関連原料は本措置の対象外とされている。

新たな関税制度は段階的に施行される。具体的には、本大統領布告の別表 III に掲げられた特定企業が製造する製品については、追加関税が 2026 年 7 月 31 日に発効した。他方、それ以外の企業の製品については、2026 年 9 月 29 日に関税の適用が開始される予定である。また、2026 年 7 月 31 日以降、関税が直ちに課されるか否かにかかわらず、HTSUS（米国調和関税表）の第 29 類及び第 30 類の指定品目区分に分類される対象医薬品を輸入する全ての輸入者は、適切な第 99 類の関税分類番号（Chapter 99 tariff classification）を申告する必要がある。

米国：米連邦通信委員会、インバーター及びロボット機器をカバード・リストに追加

2026 年 7 月 28 日、米連邦通信委員会（FCC）は、外国で製造された電力用インバーター及び高度なロボット機器を Covered List（カバード・リスト）に追加指定した。本指定により、新たな外国製品モデルは、FCC から条件付き承認（Conditional Approval）が付与されない限り、無線機器として適法な輸入及び販売に必要な機器認証（equipment authorization）を取得できなくなる。本措置は、ホワイトハウスが主導する省庁横断的な行政機関が 2026 年 7 月 27 日に FCC へ提出した 2 件の国家安全保障評価（National Security Determinations: NSDs）を経て実施されたものである。各 NSD は、それぞれの対象製品について、「米国の国家安全保障又は米国人の安全



及びセキュリティに対して容認できないリスクをもたらす」と結論付けている。

EU：第 21 次対ロシア制裁パッケージを採択

2026 年 7 月 23 日、欧州理事会（European Council）は、第 21 次対ロシア制裁パッケージを採択するとともに、ベラルーシを対象とする追加制裁措置も導入した。本パッケージは、エネルギー、海運、金、金融サービス（暗号資産を含む）、貿易、及びロシアの軍産複合体といった、ロシアの戦時経済に最も大きな影響を与える分野に重点を置いている。

主な内容としては、原油価格上限（オイル・プライス・キャップ）の調整を 1 年間停止すること、新たな措置としてロシア産原油を処理する特定の製油所との取引禁止を課す制度を導入したこと（これに基づきジョージア所在の製油所 1 社が指定されたこと）、さらに 33 のロシア系金融機関が取引禁止対象に追加されたことが挙げられる。また、これらに加えてロシアの港湾、船舶及び空港（シェレメチェヴォ国際空港を含む）に対する制裁措置も拡大された。加えて、戦場で重要であり、かつ収益を生み出す物品に対する輸出入規制が強化されるとともに、ロシアの軍需産業を支援し、又は制裁回避を可能にしているとして、新たに 51 の事業体が輸出規制の対象に追加された。

本パッケージでは、新たに 216 件（個人 48 名、法人・団体 168 件）の制裁対象者が追加指定された。対象者は、90 を超える金融機関を含むロシアの金融業界、いわゆる「シャドーフリート」関連、ロシアの金及びエネルギー業界を支援する企業（ロシア及びベラルーシの製油所を含む）、さらに長距離ドローンの製造に関与する主要企業をはじめ、50 を超える軍需関連企業等が対象となっている。

さらに、EU は今回初めて、暗号資産サービスに関する第三国への禁止措置を導入した。これにより、ロシアによる EU 制裁の回避を支援するプラットフォームが所在する法域における暗号資産サービス提供者との取引を全面的に禁止することが可能となった。また、ロシア軍の現役軍人及び元軍人に対する包括的な査証（ビザ）の発給禁止措置も整備され、必要な実施措置が整い次第、欧州理事会が適用の開始を決定する予定である。

各国政府：北朝鮮の IT 労働者がもたらす脅威について共同警告を発表

2026 年 7 月 31 日、米国、日本、大韓民国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英国の当局は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の情報技術（IT）労働者がもたらす脅威について、各国政府、企業その他の組織に対する共同警告を発表した。本共同警告によれば、北朝鮮は国内外に配置された高度な技能を有する IT 労働者のネットワークを有しており、これらの IT 労働者は、偽の身元を用いて IT 企業においてリモートワーク職に就き、その報酬を北朝鮮へ送金しているとされる。また、そこで得られた資金は、北朝鮮の違法な核兵器開発計画及び弾道ミサイル計画の資金源となっているとされる。